

平成18年度 PTA活動方針

1 基本方針

家庭・学校・地域の連携を一層強化し、子どもの健全な成長を促進す

2 重点とする活動

子供たちの成長を支援するために、より充実した学年・学級活動を行

3 学年・学級における懇談活動の運営

(1) 学習参観日に設定する懇談会の主な内容

4月	学年又は学級	・学年、学級経営、学年の年間見通し
5月	参観日なし	(運動会にかえて)
6月	全日参観	(懇談なし)
7月	参観日なし	(個別懇談にかえて)
9月	学年又は学級	・2学期の学年、学級経営、心の教育のあり方等
10月	参観日なし	(学習発表会にかえて)
11月	参観日なし	(個別懇談会にかえて)
1月	学年又は学級	・3学期の学年、学級経営、子供のよさ等
2月	学年又は学級	* 学年の実情に応じて、懇談会を行う。

「学年又は学級」については、その都度学年で決定し、事前に当プリントでお知らせします。

(2) 具体的な運営

司会	・委員長又は副委員長
記録	・役員
教師	・学校、学年、学級の考え方の説明

4 その他

- (1) 役員を選出(学年、学級、専門部)適材適所で行う。
- (2) PTA通信を発行し、運営委員会の内容等を知らせる。
- (3) 講演会等の各部の計画は、運営委員会で決定する。(数、内容等)
- (4) 授業時間には、PTA活動は行わない。
- (5) 親と教師が共に活動し、どちらかが欠けた活動はPTA活動とは認めない。
- (6) 談話室の利用は、事前に事務局(学校)に届け出て、許可を得て使用務室に利用ノートを用意するので、記載して使用する。)
- (7) 懇談会及び諸活動の実施後報告をする。(報告用紙を作成する。)

[PTA活動の手引き]を熟読し、円滑な運営・実施に心掛ける。

5 協力・推進事項について

- (1) 東小PTAの家庭教育学級の活動推進(8年次)